

第4回館山市観光事業審議会

- 1.第3回審議会の振り返り
- 2.使途及び税制度設計について
- 3.今後のスケジュール
- 4.その他

館山市経済観光部観光みなと課
令和7年7月2日

1.第3回審議会の振り返り

第3回審議会での主な意見

- ・千葉県との連携、事業の住み分けをして、館山市としても地域DMOを考えていくことが必要。
- ・施設改修などの補助金申請については、誰もが分かりやすい方法を示していただきたい。
- ・上乗せ金額を決める前に、観光資源の精査や、宿泊税の使い道を決めた上で、検討していくのが良いのではないかな。
- ・宿泊事業者への支援があれば、宿泊事業者も少しは救われる。
- ・市内流通クーポンについては、支払う宿泊税と同額レベルの金額をいただけるとお客様にとっては良い。
- ・宿泊税導入に係るシステム改修等の金額にも補助をいただきたい。
- ・観光事業者はもちろん、観光に紐づいている事業者も恩恵を受けれるような金額設定が必要。
- ・しっかりとしたサービスや観光施策を提供できれば、上乗せをした金額でもお客様にご理解いただけるのではないかな。
- ・宿泊事業者にとって、宿泊税があってよかったと思える事業をしていくことが重要。
- ・DMOにどこまで費用をかけられるかが論点になってくる。
- ・DMO設立費用として、人件費が18,000千円では適切な人材を確保するのは難しいのではないかな。
- ・施設改修については、国の補助金もあるが、申請のハードルが高く自己負担額も大きい。自己負担額分の補填をするなど、事業者の負担が少ないような形態を取ってほしい。
- ・上乗せは宿泊事業者にとっては大きな負担になるが、メリットをしっかり作っていくためにDMOの設立が必要ではないかな。加えて、優秀な人材に来てもらうためにも人件費の金額は大事になってくる。

DMO設立や観光まちづくりをしていたために、宿泊事業者の支援を考慮しつつ、150円の上乗せを目指していく。

1.第3回審議会の振り返り

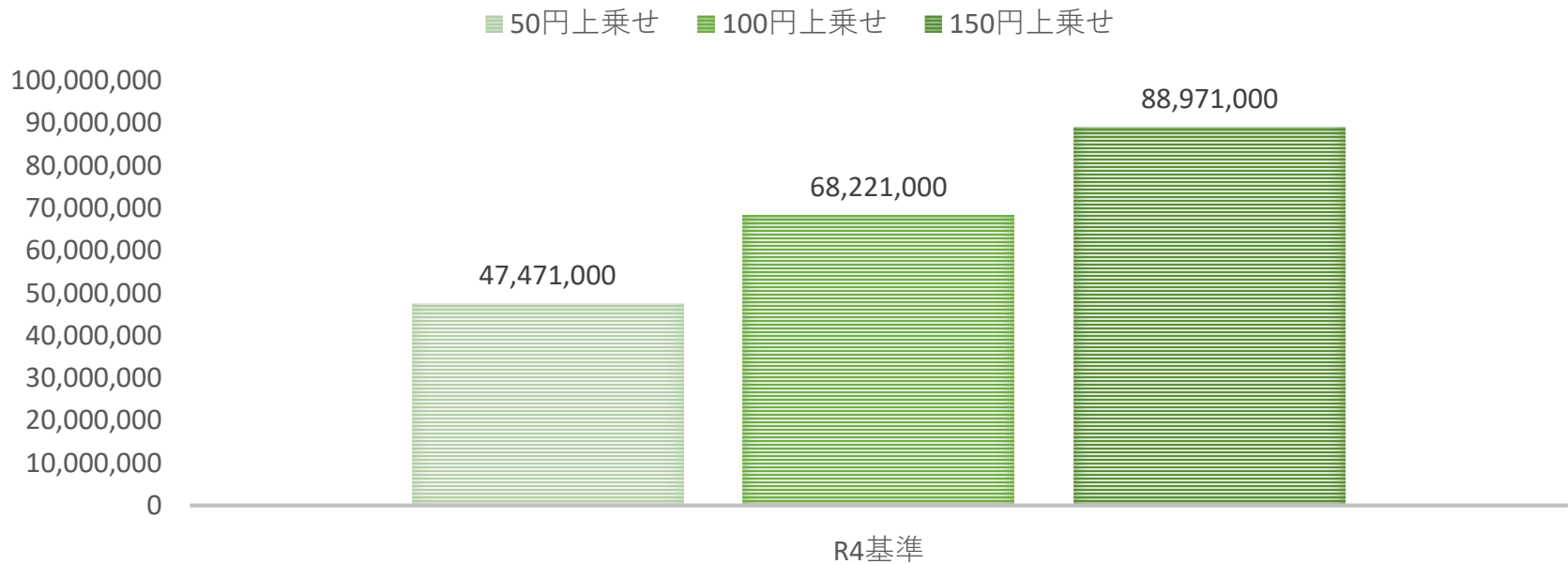
館山市独自の上乗せ課税をした場合の目安※令和4年度基準

50円上乗せ／総額200円：47,471,000円（約4,700万円）

100円上乗せ／総額250円：68,221,000円（約6,800万円）

150円上乗せ／総額300円：88,971,000円（約8,800万円）

※千葉県の交付金を含む



2. 使途及び税制度設計について

宿泊税を活用した観光施策（予算：8,800万円）

内 容
○観光産業活性化支援 ・施設等の改修に係る補助金の交付 ・宿泊施設等の高付加価値化支援 ・システム改修に係る補助金の交付
○インバウンド誘客の推進 ・イベント、キャンペーンの販路拡大 ・SNSを活用したプロモーション ・PR動画の作成 ・パンフレットの作成
○DMOの設立・運営支援 ・責任者、CMO（分析専門人材）、CFO（財務責任者）、従業員に係る人件費（最低3名の常勤職員が必須） ・DMO登録・更新に必要なデータの継続的な収集・分析 ⇒宿泊者数、旅行消費額、来訪者満足度、来訪者の平準化率、住民満足度等のデータ取得 ・DMO登録・更新に必要な観光地経営戦略プランの作成
○宿泊事業者への支援 ・修学旅行、学生旅行、連泊客等への市内流通クーポンの配布 ・バス代などの交通費の補助

2. 使途及び税制度設計について

館山市における宿泊税の制度設計

課税客体	市内に所在する次の施設宿泊施設 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税基準	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊150円の一一定額制
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入）
特別納税義務者	宿泊者の経営者及び宿泊税の徴収に便宜を有するもの
制度の見直し	条例制定後5年を目途に検討を行う。

事業者負担軽減の為、千葉県宿泊税制度と同一の制度とする

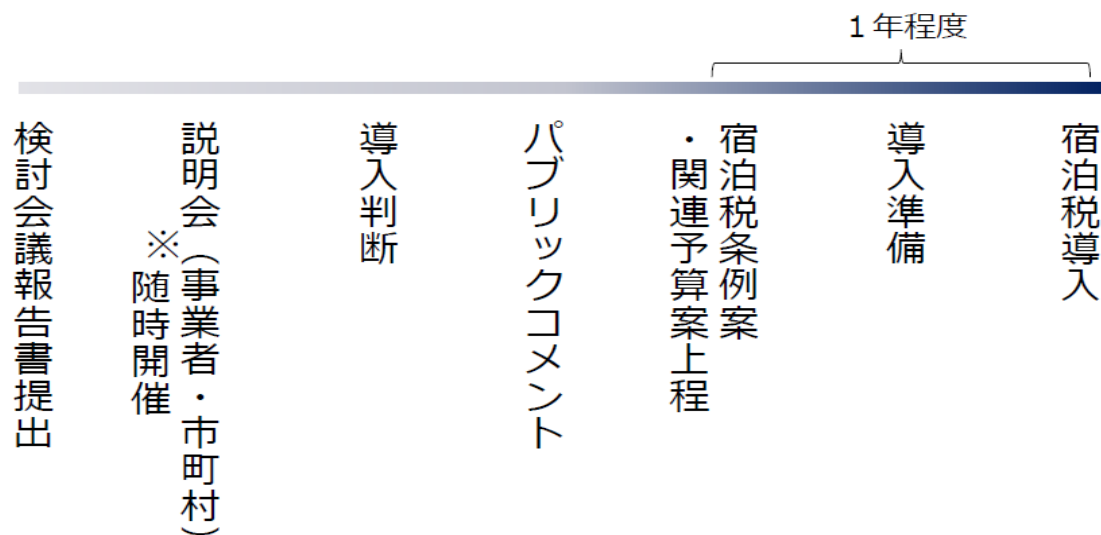
※学生や修学旅行への課税免除については、今後も千葉県に対して要望していく。

3.今後のスケジュール

千葉県宿泊税の導入スケジュール（案）

今後のスケジュール

※他の自治体を参考とした場合のモデルケース



3. 今後のスケジュール

館山市の導入スケジュール（案）※千葉県において令和8年2月条例制定の場合

